

別表 2 (第 4 条関係)

派遣事業対象経費

対象項目	内 容
交 通 費	(1) 出発地から競技会場までの往復分の費用。 (2) 費用の算出方法は、以下のとおりとする。 【公共交通機関を使用した場合】 ・ (1) の範囲内で申請者が選択した公共交通機関で最も安価なものを採用し費用とする。 【自家用車両等で移動した場合】 ・ 燃料費 = ガソリン代等実際単価 × (出発地から競技会場地までの往復距離 ÷ 8 km/l) ・ 高速道路使用料金等 ・ 車両借上げ費用。
宿 泊 費	競技会の要項に定める期間の費用とする。

※ 1 他の団体からの補助金等を受け取っている場合は収支予算書 (様式第 4 号) に必ず記載すること。

※ 2 車両借上げ費用について以下のように定める。

(1) レンタカーを借りた場合はその費用を対象経費として認めるものとする。

(2) 自家用車での移動等となった場合は、別表 1 に定めた地域区分に対し一律 1 大会 1 台 3, 0 0 0 円を費用として認めるものとする。ただし、助成対象と認められた者が所有する車両での移動の場合のみ適用する。

※ 3 レンタカーを借りた場合の車両借上げ費用及び燃料費、高速道路使用料等の経費について、移動車両に市外在住の方が含まれる場合は、1 台に乗車する人数でその費用を按分し、助成対象者にかかる費用のみを対象経費として認めるものとする。